

## はじめに（策定にいたった経緯）

- 平成28年4月 熊本地震発生
- 平成30年3月 大規模改修の手法検討とあわせて耐震性能調査実施※  
→現行の建築基準法が求める耐震性能を有していない
- 令和2年3月 「本庁舎整備に関する基本構想(前基本構想)」策定
- 令和2年9月 2回目の耐震性能調査実施※  
→現行の建築基準法が求める耐震性能を有していない  
※2度の調査に対し、一部の専門家から疑問を呈される
- 令和3年6月 本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議設置
- 令和5年5月 有識者会議答申「本庁舎等は建て替えるべき」
- 令和5年6月 「本庁舎等は建替えの方針で進める」旨表明
- 令和6年3月 「熊本市新庁舎整備に関する基本構想(素案)」提示

## 第1章 現状と課題

### 本庁舎等が担う役割

【平常時】  
市政全般の企画、財政運営、土木行政、教育、窓口サービス など

【災害時】  
災害対策本部での指揮命令・総合調整、様々な被災者支援 など

### 現庁舎の課題

- (1)耐震性能不足と浸水に対する脆弱性
- (2)老朽化
- (3)狭あい化

## 第2章 新庁舎の目指すべき姿（3つの視点）

### 1 あらゆる災害に対応できる庁舎

今後も、熊本地震以上に大きな地震や、気候変動の影響による水害・浸水のリスク、その他の大規模な自然災害が発生する可能性が十分に見込まれることから、あらゆる災害に対応する防災拠点施設として、安全かつ継続的に機能する庁舎を目指します。

- (1)十分な耐震性能の確保
- (2)浸水に対する脆弱性への対応
- (3)防災拠点施設としての機能拡充

### 2 市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎

だれもが利用しやすく、効率的で質の高い行政サービスを提供でき、来庁者の快適性と利便性が確保される庁舎、社会情勢の変化に柔軟に対応できる可変性のある庁舎を目指します。

- (1)来庁者への配慮・利便性
- (2)窓口機能の集約等による市民サービス向上
- (3)効率性・可変性
- (4)環境負荷の低減

### 3 まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎

市民協働や交流に資するシティホール、さらにはまちづくりの核として、周辺地域も一体となった賑わいの創出を目指します。

周辺の市有地の利活用についても併せて検討を進め、仮に、本庁舎等が現在の場所から移転する場合は、現庁舎敷地が持つポテンシャルにふさわしい利活用について検討を行い、中心市街地、さらには本市全体の活性化につなげます。また、市有地の活用にあたっては、民間への有償貸付もしくは売却を検討するなど、本市の財政負担の軽減に努めます。

- (1)市民交流・情報発信の場
- (2)まちづくりの核
- (3)市有地の利活用

新庁舎の目指すべき姿を踏まえ、必要な延床面積等を次のとおり算出しました。※現時点での概算であり、確定したものではありません

## 1 必要延床面積

(1)① 対象施設:現庁舎及び民間ビル3棟で賃借中のフロア

② 対象職員数:約2,850人



集約対象:民間ビル3棟で賃借中のフロア

(2)面積算出のポイント及び基本的な考え方

- ・防災関連諸室は、最大級の災害への対応時に必要な職員等の収容人数を想定し、必要な床面積を算出
- ・市民利用スペースは、待合スペース・プライバシーに配慮した相談室の確保、トイレ不足への対応、バリアフリー化などを行うために拡充
- ・市民交流・情報発信など多目的に活用可能なスペース等を創設

**本庁機能**

市政の執行機関の中核

**議会機能**

市政のチェック・議決

緊密な連携が必要であり、近接立地や集約配置が求められる

**中央区役所機能**

中央区の市民サービス拠点

単独での立地・配置の検討が可能

## (3)必要延床面積

機能	新庁舎	(参考)現庁舎
本庁機能	45,700㎡	※34,307㎡
議会機能	6,500㎡	6,284㎡
小計	52,200㎡	40,591㎡
中央区役所機能	7,800㎡	4,593㎡
合計	60,000㎡	45,184㎡

※現庁舎面積には、民間ビルで賃借中のフロア分(5,497㎡)を含む

## 2 概算事業費 (建設に関する費用)

(概算事業費の内訳)

項目	概算事業費
設計費	20億円
建設費	360億円
現庁舎解体費	90億円
合計(概算事業費)	470億円

(財政負担の試算)

項目	合併推進債を活用する場合A	合併推進債を活用しない場合B	差(A-B)
概算事業費①	470億円		-
国補助金・交付税措置②	176億円	40億円	136億円
実質的な財政負担(①-②)	294億円	430億円	▲136億円

・用地補償費、仮設庁舎費、駐車場整備費等の経費については、建設地や事業手法により変動、または発生しないケースもあることから、今回は計上していません

## 1 新庁舎整備に向けた検討対象地

### (1) 検討対象地の要件および抽出

#### ○本庁舎及び議会棟

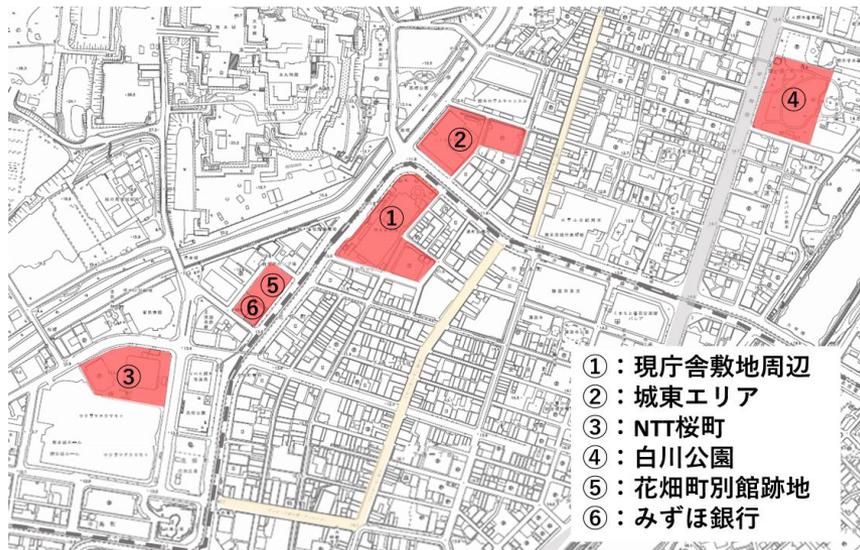
- 要件1: 中心市街地に立地すること
- 要件2: 延床面積52,200㎡以上が建築できること
- ※本庁舎及び議会棟と中央区役所を合築する場合は、60,000㎡(52,200㎡+7,800㎡)以上が建築できること

本庁舎及び議会棟の検討対象地は  
「現庁舎敷地」「城東エリア」「NTT桜町」「白川公園」とする

#### ○中央区役所

- 要件1: 中心市街地に立地すること
- 要件2: 延床面積7,800㎡以上が建築できること

中央区役所の検討対象地は  
「現庁舎敷地」「城東エリア」「NTT桜町」「白川公園」  
「花畑町別館跡地」「みずほ銀行」とする



## 2 事業手法、発注手法

- ・将来にわたる公共施設の適正管理を見据え、市財政負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的な事業を推進していく
- ・今後、様々な事業手法や発注手法について整理するほか、民間との合築や余剰地の活用など、民間活力を活用した事業手法についても検討を進める

## 第5章 今後の進め方

今後は、本基本構想を基に、新庁舎の規模の精査、建設地の決定、事業費の軽減策の検討等を行い、市民や市議会のご意見を伺いながら与条件を整理し、基本計画の策定に繋がります。

